

平成 2 3 年 度

農 林 水 産 関 係 税 制 改 正 事 項

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成23年6月30日付けで公布・施行）の成立により措置された平成23年度税制改正事項のうち農林水産関係のものを列記しています。

平成23年6月30日

農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度（交付金等を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）について、農業者戸別所得補償交付金を対象とする等の見直しを行った上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。（所得税・法人税）
- 2 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。（石油石炭税）
- 3 肉用牛売却所得の課税の特例措置（市場等を通じて、肉用牛を売却した場合の免税措置）について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（所得税：平成26年12月31日、法人税：平成27年3月31日）延長する。（所得税・法人税、住民税・事業税）
 - （1）免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭（現行：年間2,000頭）に引き下げる（年間1,500頭を超える部分の所得は免税対象から除外）。
 - （2）免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上（現行：100万円以上）の交雑種を除外する。
- 4 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金に、生産者が納付する独立行政法人農畜産業振興機構に対する豚肉の価格の低下による損失を補てんするための基金に充てたための負担金を追加する。（所得税・法人税）
- 5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地等を取得した場合の次の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長する。
 - （1）所有権の移転登記の税率の軽減（2.0%→0.8%）（登録免許税）
 - （2）課税標準の軽減（取得価格の3分の1控除等）（不動産取得税）
- 6 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置の適用期限を3年（所得税：平成26年12月31日、法人税：平成26年3月31日）延長する。（所得税・法人税）
 - （1）市街化区域等の内外の農業用資産
 - （2）農業振興地域の整備に関する法律に基づくあっせん等による農用地区域内にある土地等

- 7 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を0.15%（現行：0.1%（本則：0.4%））に引き上げた上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。（登録免許税）

【経産省等3省庁共管】

（1）農業信用基金協会

（2）独立行政法人農林漁業信用基金

（3）漁業信用基金協会

- 8 中小企業等の貸倒引当金の特例措置（16%割増）の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。（法人税）

【経産省等5省庁共管】

（1）農業協同組合等

（2）森林組合等

（3）漁業協同組合等

- 9 公共法人等に係る所得税の非課税について、特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した特定退職金共済団体については、所得税法上の公共法人等とみなして、従前どおり所得税を非課税とする。（所得税）

【厚労省共管】

- 10 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長する。（法人税）

【厚労省等5省庁共管】

- 11 協同組合等（単体）について、各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率（18%）の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。（法人税）

【経産省共管】

第2 農林水産関連産業の振興

- 1 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度（30%）について、対象設備から米穀粉製造設備のひきうす式及び媒介式の粉碎装置を除外した上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。（所得税・法人税）

- 2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特例措置について、次のとおり延長する。

（1）事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）の適用期限を平成24年3月31日まで延

長する（所得税・法人税）

（２）事業用施設に係る資産割の特例（資産割１／４控除）の適用期限を平成２５年３月３１日まで延長する。（事業所税）

- ３ 技術研究組合が試験研究用資産を取得した場合の所得計算の特例措置（圧縮記帳）について、対象資産から土地並びに建物及びその附属設備を除外した上、その適用期限を平成２５年３月３１日まで延長する。（法人税）

【経産省共管】

- ４ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第２条第１４項第１号から第５号までに掲げる取引に限る。）の差金等決済取引に係る雑所得等を加える。（所得税）

【経産省等３省庁共管】

第３ 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- １ エネルギー負荷低減推進設備を取得した場合の特別償却制度（３０％）又は特別税額控除制度（７％）を創設し、バイオマスエタノール製造設備を対象とする。（所得税・法人税）

【経産省等４省庁共管】

- ２ エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の即時償却制度（１００％）の適用期限を平成２４年３月３１日まで延長する。（所得税・法人税）

【経産省等４省庁共管】

（１）バイオマスエタノール製造設備

（２）木質バイオマス発電装置

（３）木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置

（４）木質バイオマス利用加温装置

- ３ 特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度（１０％等）について、次のとおり一部見直しを行った上、延長する。（所得税・法人税）

（１）振興山村に係る措置について、対象事業からソフトウェア業を除外した上、その適用期限を平成２５年３月３１日まで延長する。

（２）半島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に農林水産物等販売業を追加し、過疎地域に類する地区の対象事業か

ら旅館業を除外した上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。

【国交省共管】

(3) 過疎地域に係る措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長する。

【総務省等3省庁共管】

(4) 離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業につき情報サービス業等を追加し、農林水産物等販売業を除外するほか、過疎地域に類する地区の要件を見直した上、離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長する。

【国交省共管】

(5) 奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業を除外した上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。

【国交省共管】

4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画により取得する機械・建物等の特別償却制度（15%等）の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。（所得税・法人税）

【経産省共管】

5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。（所得税・法人税）

【経産省共管】

6 平成19年新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る税額の特例措置（4年間2分の1）の対象から被災代替償却資産を除外した上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等4省庁共管】

第4 森林・林業施策の推進

山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の適用期限を平成24年分まで延長する。（所得税）

第 5 水産施策の推進

- 1 農林漁業用輸入 A 重油の免税措置及び同国産 A 重油の還付措置（1 KL 当たり 2,040 円）の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長する。（石油石炭税）（再掲）
- 2 特定の事業用資産（漁船）の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置について、環境への負荷の低減に係る要件を見直すほか、買い換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていることを要件とした上、その適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長する。（所得税・法人税）

第 6 その他

- 1 農業協同組合等が、農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）を設ける。（不動産取得税）
- 2 土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る課税標準の特例措置について、適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）を設ける。（不動産取得税）
- 3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外する。（固定資産税）

(参考)

平成23年6月30日をもって廃止となるもの

- 1 植林費の損金算入の特例措置（35％）（法人税）
- 2 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置（所得税・法人税）
 - （1）市街化区域等の内外の林業用資産
 - （2）卸売市場の誘致区域の内外の資産
 - （3）農用地区域の内外の資産
 - （4）土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域の内外の資産
 - （5）農村地域における工業等導入地区の内外の資産
- 3 農地法に基づき買収された場合の次の特例措置（所得税・法人税）
 - （1）収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（譲渡がなかったものとみなす等）
 - （2）収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除（譲渡所得から5,000万円を特別控除）
- 4 贈与税納税猶予の適用農地等を特定農業生産法人に使用貸借した場合の次の特例措置
 - （1）納税猶予の継続（贈与税）
 - （2）徴収猶予の継続（不動産取得税）
- 5 農地法に基づく次の特例措置
 - （1）特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（2.0％→0.8％）（登録免許税）
 - （2）特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の課税標準の軽減（取得価格の3分の1控除）（不動産取得税）
- 6 農業経営基盤強化促進法に基づく農地所有者代理事業により農用地等を取得した場合の次の特例措置
 - （1）所有権の移転登記の税率の軽減（2.0％→0.8％）（登録免許税）
 - （2）課税標準の軽減（取得価格の3分の1控除）（不動産取得税）

7 卸売市場法に基づく次の軽減措置（登録免許税）

（１）勧告等によってする登記の税率の軽減（０．７％→０．５％等）

（２）会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（２．０％→０．４％）

8 農地保有合理化法人等が、土地改良法の規定による換地計画に基づき取得した創設農用地換地を、一定の期間内に譲渡した場合における納税義務の免除措置（不動産取得税）

9 農地法に規定する農業生産法人が、その組合員等となる資格を有する者からの現物出資により取得する農業及び農業関連事業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置（不動産取得税）

10 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）（不動産取得税）

11 平成１６年新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る特例措置（４年間２分の１）（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等４省庁共管】

12 平成１９年能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置（４年間２分の１）（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等４省庁共管】